

専用水道を設置・管理される方へ

専用水道は、水道法により安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を新たに設置、もしくは既に設置されている場合には、以下を参照し、適正な対応をお願いします。

1 専用水道とは

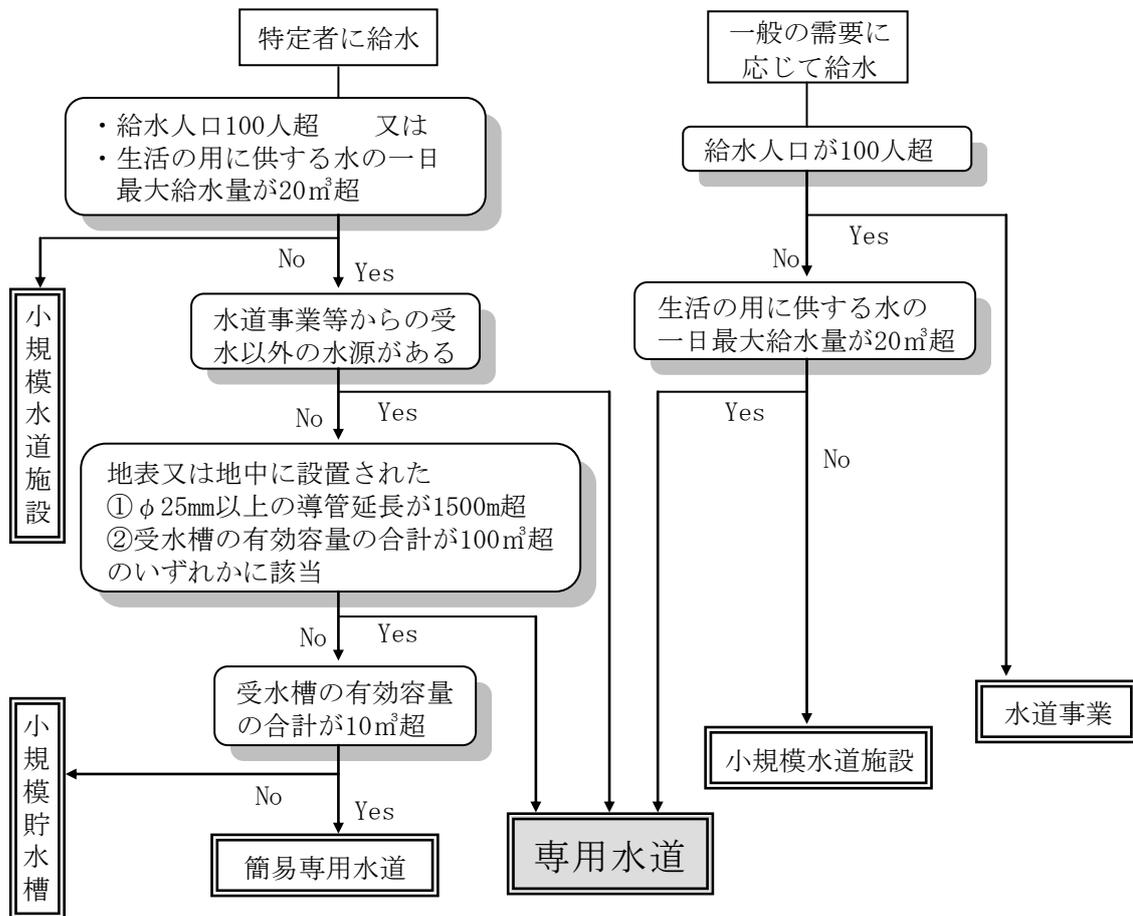
専用水道とは、自家用水道のうち次のいずれかの要件を満たす水道施設として水道法で定義されています。

- ① 給水人口が100人を超える
- ② 計画給水量のうち、生活の用に供するものが日量20m³を超える

※ただし、上記の要件を満たしていても、次の3要件すべてに当てはまるものは専用水道とはなりません。

- ア 水道局から供給を受ける水のみを水源としている。
- イ 地表又は地中にある口径25mm以上の導管の全長が1、500m以下
- ウ 地表又は地中にある貯水槽の有効容量の合計が100m³以下

●水道種別の区分フロー



2 法的義務

(1) 専用水道設置者

専用水道にかかる施設や水質の維持管理については、水道法において、水道事業（上水道）とほぼ同等の水準が求められており、管理責任は「設置者※」が負うとされています。なお、義務違反に対する罰則も併せて規定されています。

※設置者の判断

設置者についての定義はありませんが、施設の所有権、運転管理および業務委託の状況を勘案して①、②の事項により設置者を判断します。

- ①（設置・購入・譲渡などにより）施設を所有している者
- ② 施設の維持管理に関し、全般的な権限を有している者

●水道法に定める専用水道設置者の義務等

	条項	事項	罰則	備考
法定義務事項	第13条(第34条)	給水開始前の届出および検査	100万円以下の罰金	要手続き事項
	第19条(第34条)	水道技術管理者の設置	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
	第20条(第34条)	水質検査の実施	100万円以下の罰金	水道技術管理者の監督業務
	第21条(第34条)	関係者の健康診断の実施	100万円以下の罰金	水道技術管理者の監督業務
	第22条(第34条)	衛生上必要な措置を講ずること	100万円以下の罰金	水道技術管理者の監督業務
	第23条(第34条)	給水の緊急停止および周知	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	水道技術管理者の監督業務
	第24条の3(第34条)	業務の委託の規定	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
	第24条の3(第34条)	受託水道業務技術管理者の設置	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
	第24条の3(第34条)	業務の委託の届出	30万円以下の罰金	要手続き事項
	第32条	確認を受けること	100万円以下の罰金	要手続き事項
	第37条	給水停止命令に従うこと	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
	第39条	報告の徴収および立入検査を行うこと	30万円以下の罰金	
遵守事項	第1条	水道法の目的の遵守	/	
	第2条	水源および水道施設の清潔保持		
	第4条	水質基準の確保		
	第5条	施設基準の確保		
	第36条	施設の改善指示および水道技術管理者の変更勧告の遵守		

(2) 水道技術管理者

水道技術管理者は、設置者の任を受けて、水道法（第19条）で規定する技術上の業務の実施、もしくは他の当該業務従事者の監督をしなければなりません。水道技術管理者には資格要件が定められていますので、設置にあたって事前に確認をしてください。

なお、技術上の業務を委託する場合、全部委託は受託者が、一部委託は委託者と受託者の双方が水道技術管理者を設置することになります。

●水道技術管理者の義務概要(技術上の業務)

技術上の業務	内容
水道施設の施設基準適合検査	水道施設に損壊がなく、本来の機能が維持されていることの恒常的な確認
給水開始前の水質検査および施設検査	工事が適正に完了していることの確認
水質検査	定期検査の実施と水質が正常であることの確認、水質異常時における臨時検査の実施
職員の健康診断	施設管理に従事する職員が伝染病に罹患していないことの確認
衛生上の措置	施設の清掃および施設内の清潔保持、給水の塩素消毒
給水の緊急停止	水質異常を把握した際の給水停止措置と関係者への周知

●水道技術管理者の資格要件(必要実務経験年数)

卒業した学科の種別 ①～⑤ 学校の種別 ⑥基礎教育無し	土木工学科もしくはこれに相当する課程 〔③④⑤は専攻を問わない〕		土木工学以外の工学、 理学、農学、医学、薬 学もしくはこれらに相 当する学科目	工学、理学、農学、医 学、薬学もしくはこれ らに相当する学科目以 外
	衛生工学もしくは水 道工学を専攻	衛生工学もしくは水道 工学以外を専攻		
①大学院研究科で1年以上衛生 工学もしくは水道工学を専攻 または 大学の専攻科で衛生工学もしくは 水道工学の専攻を修了	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—
②大学卒業	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
③旧制大学卒業	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
④短期大学・高等専門学校・旧 制専門学校卒業	5年以上 (2年6ヶ月以上)	6年以上 (3年以上)	6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
⑤高等学校・中等教育学校・旧 制中等学校卒業	7年以上 (3年6ヶ月以上)	8年以上 (4年以上)	8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
⑥その他	10年以上(5年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者			

※外国の学校は、上記①～⑤に相当する課程および学科目を習得した場合において、上記表と同等の実務経験で資格要件に足るものとする

※一日最大給水量が1,000m³以下であるものについては、必要な経験年数が2分の1となるため、表中()内の実務経験で資格要件に足る

3 各種手続き

(1) 手続き

専用水道の使用に当たっては以下の表の内容で、手続きを要します。

●専用水道にかかる手続き事項

手続きを要する事項	提出書類	提出時期	備考
専用水道布設工事(新設、 増設、大規模改修)	確認申請書	布設工事を行う30日以上前	※工事着手は施設基準適合の確認を受けた後 に行うこと
確認申請書記載事項の変更	記載事項変更届	変更にあわせて(速やかに)	
工事完了後、給水の開始	給水開始届	給水の開始前	※事前に施設検査・水質検査を行い、結果を 給水開始届に添付すること
管理に関する技術上の業務 の全部もしくは一部を委託	業務委託届	業務委託開始にあわせて(遅滞 なく)	
業務委託契約の失効	業務委託契約効力喪失届	業務委託契約失効したとき	
専用水道の廃止または専用 水道に該当しなくなった	廃止届	廃止または非該当となったとき	

(2) 要連絡事項

以下に該当の場合は、手続きは要しませんが、担当課に連絡・相談をお願いします。

① 計画・設計

専用水道の新設、増設、大規模な改修には確認申請の手続きが必要となりますが、確認申請を行う前（計画・設計段階）に相談ください。

事前に施設基準の確認等、協議を行うことで、施工直前（確認申請段階）での基準不適合およびそれに伴う変更を避けることができます。

② 施設利用の休止

専用水道の利用を（再開を前提に一時）休止する場合は、休止の期間および理由を連絡してください。

③ 水道技術管理者の変更

水道技術管理者が変わる場合には連絡をお願いします。

④ 断水・水質異常

施設の異常などにより、断水や、水質に異常が生じた場合には、速やかに連絡をしてください。

(3) 中途から専用水道に該当となった施設

設置当初は専用水道に該当しなかった施設であって、工事を伴わず、使用中途に専用水道に該当することとなった場合（給水人口が100人以上に増えた場合など）には、報告書（「専用水道の状況報告について」）の提出に協力をお願いします。

なお、中途該当の場合は確認申請の手続きは不要ですが、確認申請以外のことに関しては、他の専用水道同様の法規制を受けることとなります。

4 維持（衛生）管理

専用水道の維持管理（特に衛生面の管理）に当たっては以下の4項目を確認・実施してください。

(1) 清潔の保持

施設の定期的な清掃に努めるとともに、し尿、ごみ、その他不要なものを施設の近辺に放置しないようにし、汚染の原因となる薬剤・油類などは水に混入しない形で保管してください。

また、外部からの汚染を防ぐため、施設に柵、施錠設備を設けるほか、表札、立札、掲示等により一般の注意を喚起してください。

(2) 塩素消毒

水の消毒は、塩素（液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）によることを基本とし、給水栓における遊離残留塩素（または結合残留塩素）の濃度が以下の表の値以上を保持し、消毒を行ってください。

給水状況	遊離残留塩素	結合残留塩素
通常時	0.1mg/L 以上	0.4mg/L 以上
水源付近または上流域で消化器系の伝染病が発生している場合 洪水・濁水明け、上水操作等の異常、近隣工事に伴う水の汚染により、場水中の生物など*の急増が疑われるとき 断水後に給水を再開させるとき	0.2mg/L 以上	1.5mg/L 以上

*一般細菌、大腸菌、硝酸態および亜硝酸態窒素、塩素イオン、TOC（全有機炭素）

(3) 水質検査

専用水道の使用に当たっては、以下の内容で、定期および臨時の水質検査をする必要があります。

ア) 検査時期・検査項目

検査時期	検査項目	備考
① 毎日	色、濁りおよび残留塩素の有無	色および濁りについては目視で、残留塩素については計器または検査試薬を使用して存在を確認する。 施設稼働日は、休祝日も欠かさず行う。
② 定期	水質基準51項目	検査項目によっては、過去の検査状況等により検査頻度を減らすことができる（水道法施行規則第15条）。 クリプトスポリジウム等およびその指標菌は、国(厚生労働省)の指針に従う。
	クリプトスポリジウム等およびその指標菌	
③ 臨時	水質基準51項目の内、必要な項目	水質に異常が生じた場合に行う。

イ) 検査機関

検査は、設置者が独自に検査施設を設けるか、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行ってください。

ウ) 検査計画

年度開始前に、以下項目を記載した水質検査計画を策定してください。

- ・ 定期検査を実施する項目、採水場所、検査回数およびその理由
- ・ 検査を省略する項目について、その理由
- ・ 臨時の水質検査に係る事項（委託先、実施する場合など）
- ・ 水質検査の委託の内容（委託先および期間など）
- ・ 水質検査の実施に際し配慮すべき事項

エ) 保管

水質検査結果・記録を実施日から、検査を委託した場合の委託契約書を契約終了日から、それぞれ5年間保管してください。

(4) 健康診断

水道施設の管理業務に従事するもの、水道施設の構内に居住するものについて定期および臨時で健康診断を受診させてください。

ア) 検診時期・検診項目

	検査時期	検査項目
① 定期	6か月に一回以上 ただし、臨時検査を行った月においては不要	「赤痢」「腸チフス」「パラチフス」を基本に、必要に応じて「コレラ」「赤痢アメーバ」「サルモネラ」「腸管出血性大腸菌」を加える。
② 臨時	職員から患者または保菌者が出た場合 または 伝染病（感染症）が発生し、職員が罹患するおそれがある場合	罹患が発生またはそのおそれのある菌について、罹患（保菌）者以外も含めて実施する。

※検診は、基本的に便について行い、必要に応じて尿や血液を対象とします。

※検診先は、上記項目の検査を実施できる機関であれば構いません。

イ) 他法令に基づく健康診断

他の法令に基づいて上記検診に相当する健康診断を行った場合は、その結果で代用することができます。

ウ) 保管

検診結果・記録は検診日から1年間保管してください。

5 その他

(1) 立ち入り検査

専用水道の管理状況確認のため、行政による立ち入りを行うことがあります。立ち入りの際には水道技術管理者等、施設の管理状況を把握している方の立会いをお願いします。

なお、検査は、関係書類および施設の検査を行います。

(2) 各種調査

水道施設に関する調査を行う場合がありますので、回答をお願いします。

●定期的に行われている調査(厚生労働省実施)

水道統計調査(例年 7~8月頃)

⇒水道施設の箇所数、給水人口、給水量、水源・浄水方法の種別などを把握するための調査

水道水質関連調査(例年 10~11月頃)

⇒水質自己・施設事故の発生状況、クリプトスポリジウム対策などを把握するための調査

※本資料は専用水道にかかる法令の概要および、手続き事項等についての要点をまとめたものです。

その他詳細については、各関係法令や広島県作成の「専用水道を管理される皆様へ」(広島県のHPに掲載)等を参照いただくとともに、環境政策課にお問い合わせください。

*関係法令

- ・水道法
- ・水道法施行令
- ・水道法施行規則

*問い合わせ

庄原市役所 環境政策課

住所：広島県庄原市是松町20-25(庄原市リサイクルプラザ)

電話：(0824) 72-1398

(庄原市 H28.1月版)